

2020年 法会労働者アンケート報告集



とにかくにも賃金が低くて話にならない！ 同年代の職種に比べて6～8万円は低い。40代でも、おそらく大卒1～2年程度じゃないか？！

物価上昇の中で、法律事務職員の求人を見ると賃金が安すぎると思う。時代が止まっているよう。



賃金が低い、なんとかしたい！

の声が圧倒的！

そこで

全国一律最低賃金制度 と 最低生計費運動 で普通に生活できる賃金を手に入れよう！

現在の最低賃金は……

東京都→時給1,013円
埼玉県→時給926円
千葉県→時給923円



月の労働時間を155時間として、

東京都→157,015円
埼玉県→143,530円
千葉県→143,065円

これでいいよ！
せーな



最低生計費って？

労働組合と研究者が協力して、1人の労働者がとりあえず「普通に暮らせる」最低限の収入がいくらになるのかを、持ち物や生活実態から算出したものです。結果、生計費は全国どこでもほぼ同じ。時給に換算して1,500円から1,600円くらいになりました。月額にすれば23～25万円に。初任給がこれくらいになれば暮らしも変わるよね。



この問題について、日本弁護士連合会も声明を発しているよ。QRコードから見られるから、一度読んでみて！



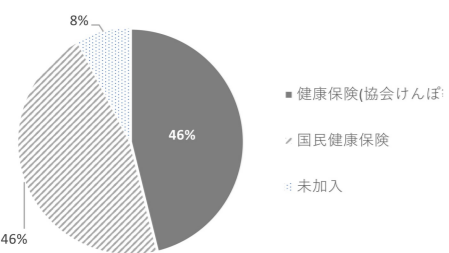
<https://www.nichibenren.or.jp/document/opinion/year/2020/20>

新聞に「厚生年金『士業』の個人事業所も対象に 対象業種、約70年ぶり見直し」という記事があり、10年以上働いているのに厚生年金に入ってもらえてないので、とても心強く感じた！



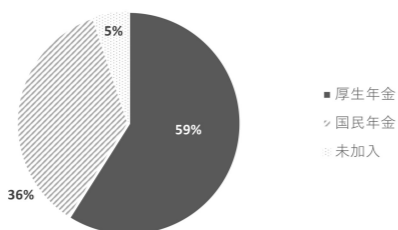
士業の職員の厚生年金につき、個人事務所を適用事業所に含めるとの改正動向があり、本当に嬉しいと思います。もう一步踏み込んだ「健康保険の適用化」でしたら、なお良かったのですが。

加入している健康保険



※健康保険は協会けんぽ、健保組合が、国民健康保険には弁護士国保・税理士国保が含まれません。

加入している年金

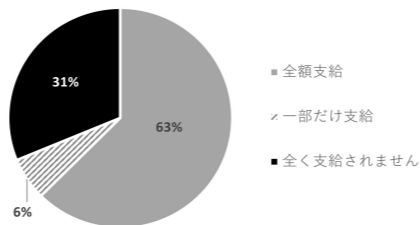


ああ、今日もこんな時間。残業代、うちのボス弁の気分次第だから、今日の残業代も払ってもらえないのかなあ……？



弁護士さん、残業代の不払いは違法です！

残業代支給（組合未加入）



左のグラフを見てください。元々決められた額しか支給しないのも当然違法ですが、全く支給されていない人が3割もいるんです。仮に1日の残業が数分だとしても1ヶ月で30分以上になる場合は支払義務が生じます。働いた分の賃金をもらうのは当然の権利です。割り増し残業代は1.25倍ですが、2023年4月1日から月60時間超の部分に関し1.5倍になります。中小企業も対象になるので覚えておきましょう。

支払義務があるのは知ってるけど
残業代払って！
その一言が言い出せないの。
言った後が怖いよ……。



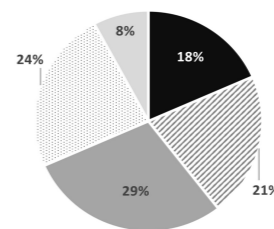
だからこそその労働組合です！
当たり前のことが言えないツラ～イ職場を、
普通の職場に変えるのも労働組合の力です！

コピー機を蹴るのもパワハラ
ですから！

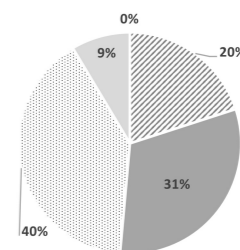


ああ、あの音が怖い……
明日は我が身か……

パワハラ



セクハラ



法会労の女性部では、弁護士会と懇談を持ちセクハラをなくすために努力を続けています。昔に比べセクハラは減ってきた印象です。それでも「体を触ってくる」「彼氏の有無や結婚の予定を聞かれる」等の声が寄せられています。東京弁護士会には、専用の相談窓口が置かれています。男性の相談員も配置されていて男性被害者でも相談しやすいように配慮されています。他方、対策が遅れているのがパワハラです。ハラスメント防止法も成立しました。司法関連業界は率先して職場からパワハラをなくして欲しいですね。今回のアンケートでも「弁護士の気分振り回される」「気分で怒鳴る、無視が普通」「怒鳴られる」「解雇をちらつかせる」などたくさんの方が寄せられました。「パワハラかも？」と思ったら、すぐに相談してください。法会労でも相談できます。厚生労働省のサイトには「あかるい職場応援団」というパワハラ対策サイトがあります。パワハラを客観的に知ることができます。



←「あかるい職場応援団」はこちら。
職場の状況を客観的に見てみよう！



東京弁護士会のセクハラ窓口→
些細なことでも相談してみよう



仲間がいれば気持ちが変わる
気持ちが変われば頑張れる
がんばる力が社会を変える！

組合未加入の方からは切実な声が…。

社保なし賞与なし退職金なし。
低賃金で昼休憩もあってないようなもの。
どこのブラック企業かと思われる条件。

高齢の弁護士が一人で、事務員は私一人。
将来事務所がどうなるのか、働き続けることができるのか不安。

相談できる人がいません。仕事を丸投げされていつも不安っぱいです。



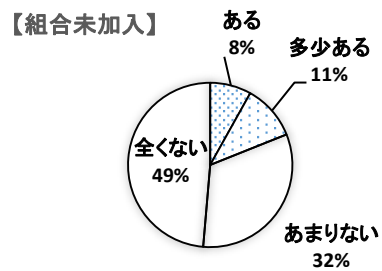
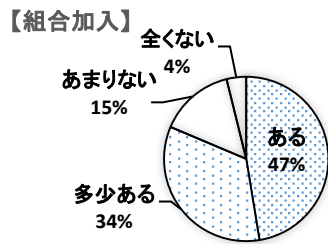
待遇など、常識的なことを知らない弁護士が多い。
職場での常識やルールを無視して自分の好き勝手にしている。

事務員から要望・希望を伝える手段が全くない。

「労基法通り」と言われているけど、昼も仕事を指示されるし、休暇を申請したら嫌な顔をされる。弁護士は労基法を知らないのではないかと思う。



アンケートより
Q：職場環境改善について
話す場があるか



そんな未加入の方の声をうけて、
組合員に聞いてみた。横のつながりをもてることが一番のメリットなのかも。

この業界のことって、この業界の人にしかわからないことがすごく多い。
分会で話を聞いてもらってスッキリ！

周りは休みや賃上げを弁護士に伝えていたことがわかった。私もタイミングみて
言ってみようかなって思っている。

同じ職場で長く働いている人が多くてびっくり。弁護士とのつきあい方とか、仕事の仕方とか聞けてためになる。

健康診断、従業員には受けさせなくてはいけなかって初めて
知った。早速、組合から届いた健康診断の用紙を弁護士に見せたら、受けることができることになった。



アドバイスもらって、弁護士に退職金共済のことを伝えたら、加入してくれた。

賃上げ、勇気を出して言ってみたら上がった！分会で報告したら、皆、自分のことのように喜んでくれた。

組合に入っていることは弁護士に内緒だけど、何かされたら頼れるっていうだけで安心。

一人事務所だけど、業務研修も充実してるし、仕事でわからないことは仲間に聞けるからなんとかやれてる。



〒101-0044 東京都千代田区鍛冶町2-9-1 協和ビル4階

法律会計特許一般労働組合（法会労）

電話 03-3255-9280

メール houkairou@mve.biglobe.ne.jp http://www5a.biglobe.ne.jp/~houkairo/

